

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2019年 3 月 1 日
(第39期) 至 2020年 2 月29日

株式会社スリーエフ

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第39期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2 【事業等のリスク】	8
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	10
4 【経営上の重要な契約等】	15
5 【研究開発活動】	16
第3 【設備の状況】	17
1 【設備投資等の概要】	17
2 【主要な設備の状況】	17
3 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【自己株式の取得等の状況】	22
3 【配当政策】	22
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	23
第5 【経理の状況】	36
1 【連結財務諸表等】	37
2 【財務諸表等】	60
第6 【提出会社の株式事務の概要】	70
第7 【提出会社の参考情報】	71
1 【提出会社の親会社等の情報】	71
2 【その他の参考情報】	71
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	72

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月29日
【事業年度】	第39期(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
【会社名】	株式会社スリーエフ
【英訳名】	Three F Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 口 浩 志
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
【電話番号】	045(651)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括マネージャー 六川 靖夫
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
【電話番号】	045(651)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括マネージャー 六川 靖夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2016年 2 月	2017年 2 月	2018年 2 月	2019年 2 月	2020年 2 月
営業総収入 (百万円)	19,036	16,398	12,575	11,983	12,973
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△862	△1,753	△2,884	△232	418
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△2,542	△722	569	△167	101
包括利益 (百万円)	△2,541	△787	682	△134	481
純資産額 (百万円)	1,454	837	4,298	4,163	4,621
総資産額 (百万円)	13,577	11,615	6,227	4,804	5,271
1株当たり純資産額 (円)	178.14	83.27	537.98	515.06	525.58
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△335.66	△95.37	75.12	△22.10	13.44
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.9	5.4	65.4	81.2	75.5
自己資本利益率 (%)	△97.0	△73.0	24.2	△4.2	2.6
株価収益率 (倍)	—	—	4.8	—	23.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	453	△2,634	△6,081	△1,087	485
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△579	3,614	10,113	78	△63
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△323	775	△1,774	△241	△22
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	850	2,605	4,863	3,612	4,011
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	331 (237)	292 (162)	121 (77)	121 (95)	118 (123)

- (注) 1. 営業総収入には、消費税等は含まれておりません。
2. 第37期及び第39期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第35期、第36期及び第38期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第35期、第36期及び第38期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2016年 2 月	2017年 2 月	2018年 2 月	2019年 2 月	2020年 2 月
営業総収入 (百万円)	18,998	15,368	6,080	1,387	1,355
経常損失(△) (百万円)	△874	△1,526	△2,082	△311	△235
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△2,546	△546	3,254	△204	△280
資本金 (百万円)	1,396	1,396	100	100	100
発行済株式総数 (株)	7,707,095	7,707,095	7,707,095	7,707,095	7,707,095
純資産額 (百万円)	1,330	787	4,044	3,834	3,531
総資産額 (百万円)	13,430	11,496	5,195	4,154	3,853
1株当たり純資産額 (円)	175.63	104.03	534.01	506.21	466.25
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	6.00 (3.00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△336.12	△72.10	429.68	△26.97	△37.04
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.9	6.9	77.9	92.3	91.7
自己資本利益率 (%)	△97.7	△51.6	134.7	△5.2	△7.6
株価収益率 (倍)	—	—	0.8	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	△16.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	316 (237)	254 (152)	97 (43)	36 (42)	36 (36)
株主総利回り (比較指標：東証第二部 株価指数) (%)	84.2 (92.5)	81.7 (124.5)	89.1 (162.8)	85.1 (149.9)	79.7 (132.8)
最高株価 (円)	509	434	471	553	494
最低株価 (円)	337	289	300	292	316

- (注) 1. 営業総収入には、消費税等は含まれておりません。
2. 第37期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第35期、第36期、第38期及び第39期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第35期、第36期、第38期及び第39期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
5. 第35期、第36期、第37期及び第38期の配当性向については、配当を実施していないため、記載はありません。
6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものです。

2 【沿革】

年月	事項
1979年 8 月	(株)富士スーパー（現 富士シティオ(株)）のコンビニエンス事業部としてスタート
1979年11月	直営 1 号店（栗木店）を横浜市磯子区に開店
1981年 2 月	コンビニエンスストアの経営並びにフランチャイズ店の経営指導を目的として横浜市港南区に(株)スリーエフを設立
1982年 4 月	フランチャイズ 1 号店（野毛店）を横浜市中区に開店
1988年 1 月	C I 導入
1988年 3 月	P O S（販売時点情報管理システム）実験開始
1989年 6 月	100店舗達成
1989年11月	本店を横浜市中区日本大通17番地に移転
1991年 8 月	E O B（電子発注システム）導入
1992年 6 月	200店舗達成
1994年 2 月	300店舗達成
1995年 8 月	400店舗達成
1997年 7 月	日本証券業協会に株式を店頭登録
1998年 2 月	500店舗達成
2000年 7 月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2000年10月	スリーエフ・オンライン(株)（連結子会社）を設立
2001年 2 月	600店舗達成
2001年 3 月	(株)サニーマートと四国 4 県におけるエリア・フランチャイズ契約を締結
2015年 2 月	(株)スリーエフ中四国との四国地区エリア・フランチャイズ契約を終了
2016年 4 月	(株)ローソンとの資本業務提携契約締結
2016年 9 月	(株)エル・ティーエフ（連結子会社）を設立 千葉県・埼玉県に「ローソン・スリーエフ」をオープン
2017年 6 月	(株)L・TF・PJ（連結子会社）を設立
2017年 8 月	東京都・神奈川県に「ローソン・スリーエフ」をオープン
2018年 1 月	「ローソン・スリーエフ」ブランドへの転換に伴い「スリーエフ」ブランドでの店舗運営を終了
2018年 2 月	(株)エル・ティーエフ（存続会社）と(株)L・TF・PJ（消滅会社）を合併

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ）は、当社と連結子会社（㈱エル・ティーエフ、スリーエフ・オンライン㈱）2社で構成され、コンビニエンスストア事業を営んでおります。

〔当 社〕

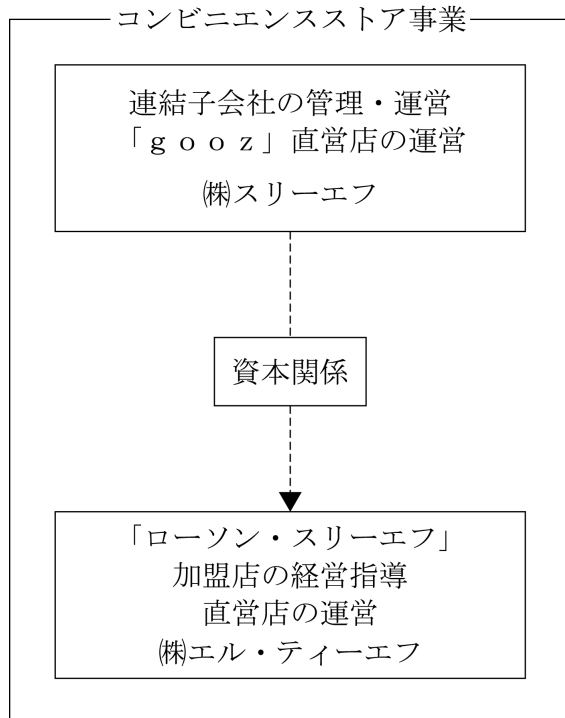
当社（㈱スリーエフ）は、東京・神奈川・千葉・埼玉の一都三県で店舗展開を行っているコンビニエンスストア「ローソン・スリーエフ」の運営会社である㈱エル・ティーエフの事業活動の管理・運営および「ローソン・スリーエフ」で販売する商品の開発サポートを行っております。また、ベーカリーやお弁当を店内で調理し、“できたて感”の訴求により、あたたかさ、和み、やすらぎを感じていただける新型コンビニフォーマット「g o o z」の直営店の運営を行っております。

〔子 会 社〕

㈱エル・ティーエフ : 株式会社ローソンと企業フランチャイズ契約を締結し、コンビニエンスストア「ローソン・スリーエフ」のチェーン本部として、フランチャイズ方式の加盟店に対する経営指導と直営店の運営を行っております。なお、株式会社ローソンとの企業フランチャイズ契約及び加盟店とのフランチャイズ契約の要旨は、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

スリーエフ・オンライン㈱: 不動産事業を行っていましたが、2018年5月24日付で宅地建物取引業を廃業しました。2018年5月25日以降は、事業活動を行っておりません。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)エル・ ティーエフ (注) 1, 2	横浜市中区	50	コンビニエンス ストア事業 (「ローソン・ス リーエフ」のチェ ーン本部)	51.0	役員の兼任 1名
スリーエフ・ オンライン(株) (注) 1	横浜市中区	50	—	100.0	役員の兼任 2名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. (株)エル・ティーエフについては、営業総収入（連結会社相互間の内部の取引高を除く）の連結営業総収入に
締める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	①営業総収入	11,733百万円
	②経常利益	645百万円
	③当期純利益	763百万円
	④純資産額	1,307百万円
	⑤総資産額	1,676百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年2月29日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
加盟店の経営指導	69(14)
直営店の運営	19(107)
全社(共通)	30(2)
合計	118(123)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
36(36)	44.3	18.2	6,169,131

2020年2月29日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
全社(共通)	30(2)
直営店の運営	6(34)
合計	36(36)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合がありませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業業績や内外の経済活動に対する見通しは極めて不透明な状況です。

また、コンビニエンスストア業界では、24時間営業や人手不足等の今日的課題が顕在化したことにより、社会インフラとしてのあり方を見直す必要が生じております。

このような環境の下、当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、2021年2月期を初年度とする7ヶ年を対象とした中長期経営計画を策定いたしました。社会的期待に応えつつ、持続的に成長を続けていくためには加盟店の経営の安定化が何よりも大切です。加盟店と同じ目線で一塊となって経営を推進していくために、中長期経営計画では、個店平均日販の継続的な向上を経営における最重要指標と定めており、以下の重点戦略を軸に取り組みを進めてまいります。

<重点戦略>

- ①「チェーン一律の視点」から「個店別の視点」への変化を進めてまいります。ローソンの「チェーン戦略」に軸足を置きながら、リージョナルチェーンの特性を活かし、「個店の個性」に応じたお店作りを行います。
- ②ローソンの低利益店支援策などの各種施策に加えて、当社グループ独自で加盟店の品揃え強化に対する経費支援を行います（加盟店と本部の適正な利益配分）。
- ③収益改善が見込めない店舗を閉鎖し、加盟店には、より条件の良い店舗への移動を提案していきます。

※文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項は以下のとおりであります。これらのリスクに対し当社グループは、発生の防止及び発生時における対応等について、最善と考えられる施策をした上で事業活動を行っております。なお、以下の各事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、当社グループの事業に関するリスクをすべて網羅しているとは限りません。

経営環境の動向によるリスク

当社グループは、コンビニエンスストア事業を営んでおります。そのため、景気や個人消費の動向および異常気象や天候不順並びに同業他社・異業種小売業などとの更なる競争の激化など、国内の経営環境の変化により、当社グループの業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。また、火災、地震等の災害や不慮の事故の影響で、店舗への物流の遅延や停止、あるいは店舗の損害等により営業活動に影響を及ぼす可能性があります。

本書提出日現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費者の外出自粛により、個人消費の落ち込みが生じております。個人消費への影響が長期化および深刻化した場合には、当社グループの業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

法規制に関するリスク

当社グループは、食品の安全性、公正な取引、環境保護、個人情報の保護等に関する法規制の適用および行政による許認可等の様々な法規制を受けております。役員および従業員はこれらの法規制等の遵守に努めておりますが、将来、これらの規制強化や法規制の変更等により、その対応等で新たな費用が発生することにより、当社グループの業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

食品の安全性や衛生管理に関するリスク

当社グループは、コンビニエンスストア事業を営んでおり、お客様に食品の販売を行っております。食品の販売におきましては安心・安全に対してこだわり続け、品質管理や鮮度管理を徹底して、厳格な衛生管理に努めておりますが、当社グループの取扱い商品により、万一、お客様にご迷惑をお掛けする事態が発生した場合は、お客様の

信頼失墜による売上の減少や損害賠償責任およびその問題への対策に費用が発生することにより、当社グループの業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

フランチャイズ事業に関するリスク

当社グループは株式会社ローソンと企業フランチャイズ契約を締結し、「ローソン・スリーエフ」ブランドにて店舗を展開しております。フランチャイズシステムは契約当事者の双方向の信頼関係により業績が向上するシステムであり、当社グループと株式会社ローソンのいずれかの要因により信頼関係が損なわれ、万一、企業フランチャイズ契約が解消される事態に至った場合は、当社グループの業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは「ローソン・スリーエフ」ブランドのコンビニエンスストア事業において、独立の事業者である第三者との間でフランチャイズ契約を締結し、継続的な関係を構築して店舗のチェーン展開を行っております。したがって、当該契約に基づき加盟店を運営する加盟者の法令違反、不祥事等の行為によりブランドイメージにダメージを受けることがあります。また、加盟者との間で何らかのトラブルや訴訟を起こされた場合、その結果によっては、当社グループの業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調が持続したものの、米中の貿易摩擦や欧州の政治情勢、新型コロナウイルス感染症の国内外における感染拡大などの影響により、先行きに対する不透明感は拭えない状況にあります。

小売業界におきましては、業態間競争の激化に加え、人手不足に伴う人件費の増加や原材料価格の上昇等により、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは「地域社会のより豊かな暮らしと幸福のためにご奉仕します」という経営理念に基づき、お客様と同じ地域の生活者としての視点を持って店舗ごとの個性を重視した商売に取り組んでまいりました。

当社グループ運営店舗の概況

[ローソン・スリーエフ]

株式会社エル・ティーエフが事業展開する「ローソン・スリーエフ」におきましては、ブランド転換の効果でご来店いただくお客様の数が増加したことから、その機会を最大限に活かすため、品揃えの充実を中心とした店舗内外のコンディション維持・向上に注力してまいりました。

営業面では、ブランド転換1周年を記念して実施した鶏つくね坊100円セールなど、独自の販促企画の効果もあり、専用オーブンで焼き上げたスリーエフ独自商品である「やきとり」の売上は前年を上回り好調に推移しました。素材・製法にこだわって家庭の味・専門店の美味しさを再現した「チルド弁当」、熟練の技術で仕込んだ「オリジナルおせち」など、スリーエフ独自商品全体の売上も前年を上回り好調に推移しております。また、新感覚スイーツ「バスチー-バスク風チーズケーキ-」をはじめとするローソンの「Uchi Café」スイーツのヒット商品が相次いだことやローソンのエンタテイメント分野の特色を活かしたスピードくじ、人気漫画とのコラボキャンペーン等の販促企画が集客・売上に大きく貢献するなど、ダブルブランドの強みを発揮することができました。

加盟店の支援策としては、品揃えに対する経費支援等を積極的に行うとともに、ローソンの仕組みを利用した店舗オペレーションの省力化・省人化に向けた取り組みを推進しており、これからも加盟店と本部との相互繁栄を目指してまいります。

店舗開発におきましては、8店舗の新規出店、11店舗の閉店を行った結果、当連結会計年度末の総店舗数は351店舗となっております。なお、引き続き、ブランド転換後も収益改善が見込めない店舗のリロケートも推進してまいります。

[g o o z (グーツ)]

コンビニエンスストアに対するニーズの多様化に対応するため、当社が新型フォーマットとして事業展開する「g o o z (グーツ)」におきましては、それぞれの店舗の使われ方に応じた商品開発・展開に注力してまいりました。

営業面では、店内調理品の製造工程を見直し商品力を向上させたことで、主力となる手作りおにぎりやお弁当などの売上は好調に推移しました。パーキングエリア店舗では、定番のお土産に加えて、全国各地のお勧め商品や地元で評判となっているお店の人気商品等を自己消費向けとして取り揃えるなど、お客様の多様化するニーズに対応することで潜在需要を喚起しました。

また、既存店活性化のため、2019年9月9日にいちよう並木通り店を約15年ぶりに全面リニューアルしました。最大の特徴である「グーツコーヒー」では、新たに焙煎機を導入し、これまで以上に鮮度と香りにこだわったコーヒーを提供するほか、魅せるキッチンやサラダ、ソフトクリームなど対面販売商品の品揃え拡充などにより、店内調理の「出来立てのおいしさ」と「選ぶ楽しさ」を訴求しております。

なお、店舗開発におきましては、新規出店・閉店を行わず、当連結会計年度末の総店舗数は3店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の営業総収入は、129億73百万円（前年比8.3%増）となり、営業利益は3億59百万円（前連結会計年度は営業損失2億83百万円）、経常利益は4億18百万円（前連結会計年度は経常損失2億32百万円）、業績動向及び今後の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の計上を行った影響により、法人税等調整額△1億57百万円を計上したほか、非支配株主に帰属する当期純利益3億78百万円を差し引いた結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1億1百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1億67百万円）となりました。

(2) 財政状態の状況

① 資産の状況

資産につきましては、前連結会計年度末に比べ4億67百万円増加し、52億71百万円となりました。これは主に、現金及び預金が3億99百万円増加したこと及び繰延税金資産を1億57百万円を計上したこと等によるものであります。

② 負債の状況

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ9百万円増加し、6億49百万円となりました。これは主に、買掛金が8百万円増加したこと等によるものであります。

③ 純資産の状況

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ4億58百万円増加し、46億21百万円となりました。これは主に、利益剰余金が79百万円及び非支配株主持分が3億78百万円増加したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末と比べ3億99百万円増加し、40億11百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が3億27百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失1億23百万円）、貸倒引当金が99百万円の増加（同5百万円の増加）、未払金が62百万円の減少（同4億60百万円の減少）となったこと、前期発生した事業分離における移転利益2億35百万円、希望退職関連費用の支払額5億7百万円が当期発生しなかったこと等により、前連結会計年度より15億72百万円収入増の4億85百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が87百万円（同1億1百万円）となったこと、前期発生した事業分離による収入1億35百万円が当期発生しなかったこと等により、前連結会計年度より1億41百万円支出増の63百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が22百万円となったこと、前期発生した非支配株主への配当金の支払額2億41百万円が当期発生しなかったこと等により、前連結会計年度より2億19百万円支出減の22百万円の支出となりました。

(4) 最近2連結会計年度末現在における店舗数(加盟店及び直営店の合計店舗数)の状況

地域別	チェーン全店店舗数		
	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)	比較増減
神奈川県	169(8)	167(8)	△2(一)
東京都	92(2)	91(4)	△1(2)
千葉県	67(3)	65(3)	△2(一)
埼玉県	29(1)	31(1)	2(一)
合計	357(14)	354(16)	△3(2)

(注) ()内の数字は直営店の店舗数であり、内数であります。

(生産、受注及び販売の状況)

当社グループにおいては、生産及び受注に該当する事項がないため、記載を省略しております。

販売実績

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績の内訳を地域別、商品別に記載しております。

(1) 地域別売上状況

地域別	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		
	チェーン全店売上高(百万円)	構成比(%)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業			
神奈川県	30,359	47.8	4.1
東京都	15,769	24.8	6.3
千葉県	11,600	18.3	0.6
埼玉県	5,730	9.0	4.1
合計	63,459	100.0	4.0

(注) 1. 地域別の店舗数は「(業績等の概要) (4)最近2連結会計年度末現在における店舗数(加盟店及び直営店の合計店舗数)の状況」に記載のとおりであります。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3. チェーン全店売上高は直営店と加盟店の売上高の合計であります。

(2) 商品別売上状況

[ローソン・スリーエフ]

商品別	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		
	チェーン全店売上高(百万円)	構成比(%)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業			
ファストフード	13,808	22.2	0.6
日配食品	9,801	15.7	8.1
加工食品	33,639	54.0	4.8
非食品	4,993	8.0	3.0
合計	62,243	100.0	4.2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. チェーン全店売上高は直営店と加盟店の売上高の合計であります。

[g o o z (グーツ)]

商品別	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		
	チェーン全店売上高(百万円)	構成比(%)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業			
ファストフード	713	58.7	△4.0
日配食品	66	5.4	△10.8
加工食品	407	33.5	△3.3
非食品	28	2.3	△9.7
合計	1,215	100.0	△4.4

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

「(業績等の概要) (2) 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(2) 経営成績の分析

「(業績等の概要) (1) 業績」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「(業績等の概要) (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金や設備投資は自己資金を基本としております。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「1 [経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 「ローソン・スリーエフ」加盟契約の要旨

a. 当事者（株式会社エル・ティーエフと加盟者）の間で取り結ぶ契約

(a) 契約の名称

フランチャイズ契約

(b) 契約の本旨

株式会社エル・ティーエフの許諾によるコンビニエンスストア（ローソン・スリーエフ店）経営のためのフランチャイズ契約関係を形成すること。

b. 使用させる商標・商号その他の表示に関する事項

コンビニエンスストア経営について「ローソン・スリーエフ」「ローソン」「スリーエフ」の商品商標、サービスマーク、意匠その他営業シンボル、著作物の使用をすることが許諾されます。

c. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

株式会社エル・ティーエフは、加盟者に対し、開業時在庫品以外の商品の販売をせず、加盟者は株式会社エル・ティーエフの推薦する仕入先その他任意の仕入先から商品を買取ります。

d. 経営の指導に関する事項

(a) 加盟に際しての研修

加盟者を含む専従者2名は、株式会社エル・ティーエフの定める研修のすべての課程を修了する必要があります。

(b) 研修の内容

スクールトレーニング（フランチャイズ・システムの理解、販売心得、接客方法、商品管理、法令遵守、従業員管理、経営計画書の策定）及びストアトレーニング（オープンに向け必要となる技術、技能の修得）があります。

(c) 加盟者に対する継続的な経営指導の方法

株式会社エル・ティーエフは、担当者を定期的に（原則週1回以上）派遣して、「円滑な店舗経営のための環境づくり」「お客様の満足と売上・利益を向上させるための売場構成・商品配置・商品陳列・商品管理・発注業務等」「棚卸ロス・販売許容時間切れ等による管理」「売場状況（品揃え・鮮度・サービス・クリーン等）」「販売促進」「月次・四半期・年次のフランチャイズ契約に定める会計業務」「店舗設備・各種機器の維持」「従業員の募集・教育・雇用管理等」に関する指導を行います。

e. 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項

株式会社エル・ティーエフは、加盟者が経営する店舗の総荒利益高（月間売上高から、現実に販売された商品等の原価（売上原価から、見切処分や棚卸ロスなど販売が実現しなかった商品の原価を差し引いた残高）を差し引いたのちの残高）を基に一定の割合で算出された金額を、株式会社エル・ティーエフが実施するサービス等の対価として徴収します。

f. 契約の期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

(a) 契約期間

新規オープン日の属する月の初日から満10ヶ年目の日

(b) 契約の更新の要件及び手続

期間満了により終了し、更新はありません。ただし、契約終了の6ヶ月前までに株式会社エル・ティーエフと加盟者が合意した場合には最新のフランチャイズ契約により再契約を締結します。

(2) 企業フランチャイズ契約の要旨

a. 契約の当事者

株式会社エル・ティーエフ及び株式会社ローソン

b. 契約締結日

2016年8月4日

c. 契約の名称

企業フランチャイズ契約書

d. 契約の内容

コンビニエンスストア「ローソン・スリーエフ」の直営店及びフランチャイズ店の営業の許諾

(a) コンビニエンスストア経営について「ローソン」の店舗名称・商品商標、サービスマーク等の使用をすることの許諾

(b) 株式会社エル・ティーエフが「ローソン・スリーエフ」の直営店及びフランチャイズ店の営業を行うための指導援助

(c) 株式会社エル・ティーエフは、企業FCチャージとして、各個店の総荒利益高にチャージ率を乗じたものの契約店舗全体の総合計額を、対価として株式会社ローソンに定期的に支払います。

e. 契約期間

2016年9月7日から向う18年間

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、総額87百万円の設備投資を実施いたしました。その内容は、店舗に対する設備投資等となっております。

2 【主要な設備の状況】

2020年2月29日現在における当社グループの各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数（人）
				建物及び構築物	工具、器具及び備品	機械及び装置	土地		合計	
							面積（㎡）	金額		
本部	横浜市 中区	コンビニエンスストア事業	事務所	19	102	18	—	—	140	(2) 30
その他	町田市他	〃	店舗・用地	44	—	—	331.03	83	127	—
(神奈川県) gooz いちょう 並木通り店	横浜市他	〃	〃	51	19	—	329.86	60	132	(21) 4
(埼玉県) gooz 狭山 P A 店	狭山市他	〃	〃	8	—	—	697.00	160	169	(13) 2
合計	—	—	—	124	122	18	1,357.89	304	569	(36) 36

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 「その他」の土地の主なものは次のとおりであります。
静岡県伊東市 1百万円
東京都町田市 82百万円
3. 従業員数の()内の数字は、年間の平均臨時雇用者数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)及び店舗運営管理委託者数であり、外数で記載しております。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
				建物及び構築物	工具、器具及び備品	合計	
㈱エル・ティーエフ	事務所 (横浜市中区)	コンビニエンスストア事業	事務所	—	—	—	(87) 82
スリーエフ・オンライン㈱	事務所 (横浜市中区)	コンビニエンスストア事業	事務所	—	—	—	—

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数の()内の数字は、年間の平均臨時雇用者数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)及び店舗運営管理委託者数であり、外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
提出会社 gooz J R 横浜タ ワー店	横浜市 西区	コンビニエンス ストア業務	店舗新設 (内装・什器)	67	15	自己資金	2019. 11	2020. 4	店舗新設 1店舗

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年2月29日)	提出日現在 発行数(株) (2020年5月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,707,095	7,707,095	東京証券取引所 市場第二部	権利内容になんら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	7,707,095	7,707,095	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年8月1日 (注)	—	7,707,095	△1,296	100	—	1,645

(注)2017年8月1日に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を1,296百万円減少し、同額をその他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年2月29日現在

2020年2月29日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	3	16	67	14	13	5,692	5,805	—
所有株式数 （単元）	—	759	2,164	33,041	2,955	60	38,042	77,021	4,995
所有株式数 の割合（%）	—	0.98	2.80	42.89	3.83	0.07	49.39	100.0	—

- (注) 1. 自己株式132,536株は「個人その他」欄に1,325単元、「単元未満株式の状況」欄に36株含まれております。
 2. 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株) JMK 瑞穂	東京都世田谷区玉川田園調布 2-2-14	2,702	35.67
菊池 淳司	東京都世田谷区	384	5.08
(株) ローソン	東京都品川区大崎 1-11-2	361	4.77
中居 京子	東京都世田谷区	317	4.18
宇佐見 瑞枝	東京都大田区	264	3.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 (株) 三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内 2-7-1)	160	2.12
小沼 滋紀	千葉県野田市	125	1.65
中居 勝利	東京都世田谷区	112	1.48
菊池 瑞穂	東京都世田谷区	101	1.34
三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券(株)	東京都千代田区丸の内 2-5-2	61	0.81
計	—	4,591	60.60

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 132,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,569,600	75,696	—
単元未満株式	普通株式 4,995	—	—
発行済株式総数	7,707,095	—	—
総株主の議決権	—	75,696	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が36株含まれております。

② 【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株) スリーエフ	横浜市中区日本大通17	132,500	—	132,500	1.71
計	—	132,500	—	132,500	1.71

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	136	53
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 「当期間における取得自己株式」には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	132,536	—	132,536	—

(注) 当期間の「保有自己株式数」には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要事項の一つとして位置づけ、持続的な成長を実現するために、必要な内部留保を図りながら、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

配当の回数につきましては、従来と同様に中間配当および期末配当の年2回の配当を行っていくことを基本的な方針としております。また、配当に関する事項の決定は、会社法第459条の規定により、株主総会の決議にはならず、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当期の配当につきましては、ブランド転換の効果等により業績が順調に推移したことを踏まえて総合的に判断した結果、1株につき中間配当3円、期末配当3円の年間6円とさせていただきました。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月10日 取締役会決議	22	3.0
2020年4月16日 取締役会決議	22	3.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、お客様、加盟店、取引先、従業員など、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーとの共存共栄を実現することが、企業グループとして目指すべき経営であると考えており、継続的に企業価値を向上させていくためにも、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化を図っていくことが重要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役設置会社であります。また会社の法定の機関として、株主総会、取締役会、監査役会および会計監査人を設置しております。

当社の取締役会については、取締役4名（当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。）、うち社外取締役2名で構成され、毎月1回を定例に開催しており、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営戦略に係る重要な事項等を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督しております。加えて、経営会議を毎月1回開催し、その他にミーティング等を随時開催することで、事業の状況把握と共有化を図っております。また、取締役の任期は1年となっており、経営環境の変化に応じた機動的な経営体制を確立しております。

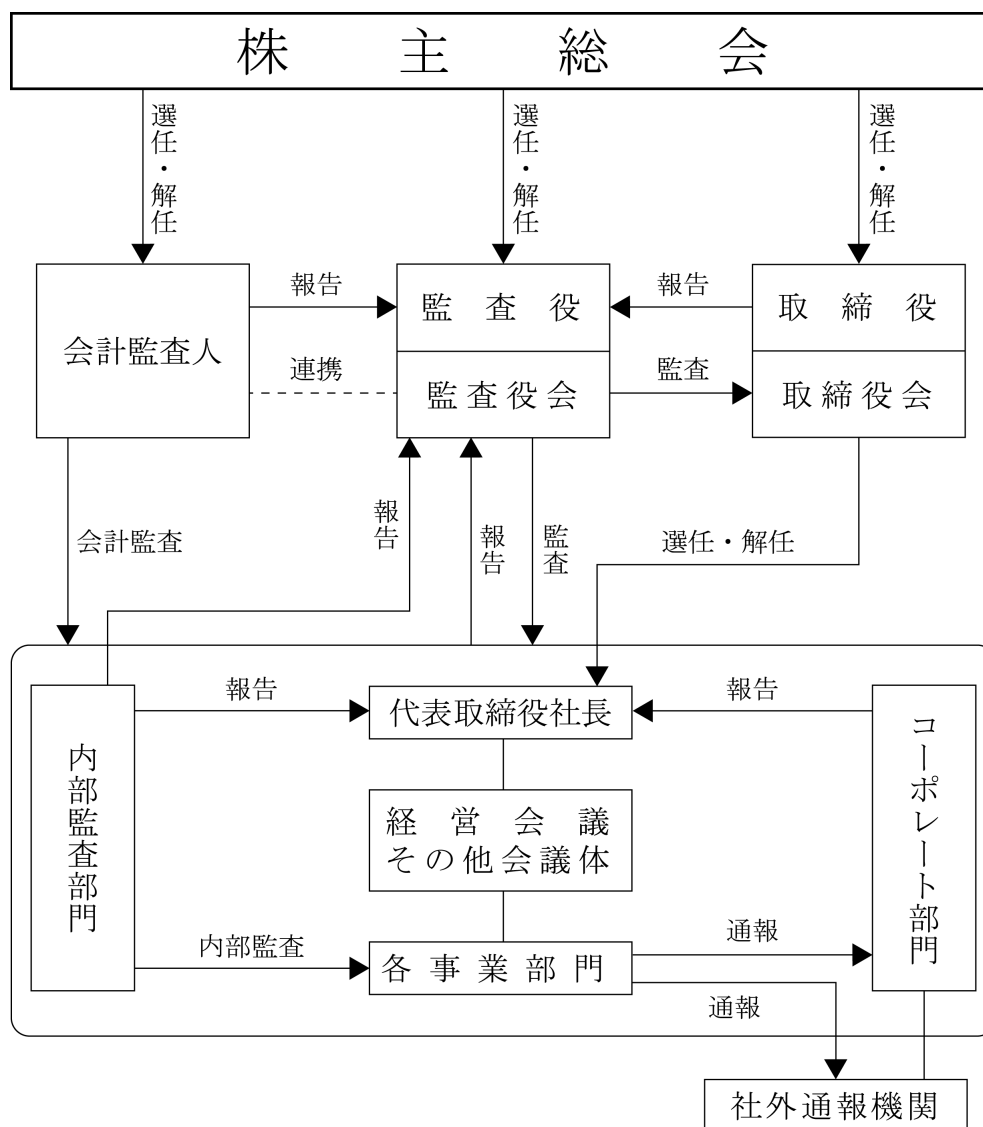
取締役の選任決議については、当社定款の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は累積投票によらない旨を定めております。

また、取締役の解任決議については、当社定款の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うこととしております。

さらに、機動的な経営判断と迅速な業務執行の両立を目指し、執行役員制度を導入しており、適材適所に人材を登用する機会の確保と、責任と権限の委譲による営業力の強化に努めております。

当社の監査役会については、監査役3名、うち社外監査役2名で構成され、非常勤監査役を含む全ての監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる他、常勤監査役は経営会議等、社内の重要な会議に出席しております。加えて、取締役からの経営状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧等を行うことで、経営や業務執行の監督・牽制の機能を果たしており、会計監査人および内部監査部門と連携を取りながら監査を実施しております。

企業統治の体制についての概要は次の通りであります。



各機関の構成員は次の通りであります。（◎は議長を表す）

役職名	氏名	取締役会	経営会議	監査役会
代表取締役社長	山口 浩志	◎	◎	—
取締役	菊池 淳司	○	○	—
社外取締役	増田 格	○	—	—
社外取締役	鈴木 伸佳	○	—	—
社外監査役	古荘 博一	○	○	◎
監査役	永田 俊雄	○	—	○
社外監査役	玉澤 健児	○	—	○

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役による迅速かつ的確な意思決定が行える体制と同時に業務執行の状況が監督できる体制が重要と考えており、取締役会は実質的な審議を行うことができる適切な規模とし、また、各取締役の業務執行の状況を各々の役員が相互に監督する現状の体制が適切であると判断しております。

また、当社の社外取締役2名および社外監査役2名は、当社との間に特別の利害関係はなく、企業経営、組織運営、財務および会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営陣から独立した立場で取締役会等に出席し、当社の取締役の職務の執行状況の把握に努めており、社外監査役を含む監査役会が内部監査部門および会計監査人と連携して、取締役の職務の執行を厳正に監査することにより、経営の透明性向上と客観性の確保が可能であると判断しているため、現状の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2015年5月21日開催の当社取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を次の通り決定しました。

(a) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・法令・定款の遵守をコンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルにより徹底させます。
- ・内部通報規程に基づき、社内・社外の窓口としてのコンプライアンス担当部門および社外通報機関を活用することで、法令および定款違反等による不祥事の早期発見、自浄プロセスの稼働および風評リスク対策を進めています。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、警察および顧問弁護士と連携し、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスクおよびコンプライアンスに関する情報・文書については、文書管理規程等の社内規程に基づき記録・保存および管理を行い、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等にかかるリスクの管理については、それぞれの対応部署にて規則・ガイドラインを定めるものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、代表取締役に報告し、代表取締役は速やかに「危機管理委員会」にて対応します。
- ・内部監査部門の内部監査により法令および定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役および常勤監査役へ通報します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・月1回の定例取締役会および適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。
- ・取締役会とは別に経営会議を毎月開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、業務執行に関する基本事項および重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っています。
- ・取締役についてはその経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように任期を1年としています。
- ・取締役の業務執行については、取締役会規程に定められている事項とその付議基準および決裁権限基準に該当する事項はすべて取締役会に付議し、日常の職務執行については、組織規程および職務権限分掌等に基づき権限の委譲が行われ、それぞれの責任者がその権限により業務を遂行しています。

(e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
- ・連結対象子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理に関連する規定およびマニュアル等に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、関係会社管理規程に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行ってまいります。
 - ・連結対象子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制は、当社のコンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルによりグループ全体のコンプライアンス体制を構築します。
- (f) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ・適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用しています。
 - ・内部監査部門が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行っています。
 - ・財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行っています。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき監査役スタッフについては必要に応じて適宜選任するものとし、監査役スタッフは監査役会の指揮命令のもとで職務を遂行します。
- (h) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役スタッフの選任、異動および人事考課については監査役会の意見を聴取し、これを尊重します。
- (i) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときおよびその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会に報告および情報提供を行います。
- (j) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全員に周知・徹底させます。
- (k) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用は当社で負担します。
- (l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・常勤監査役は、取締役会および経営会議の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
 - ・社外監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役と同様に稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
 - ・社外監査役は、企業活動に対する見識が豊富な方に就任いただき、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とします。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理に係る基本的な事項について「経営危機管理規程」を定め、当社を取り巻く様々なリスクに的確に対処できる体制を整備するとともに、危機管理委員会がリスクの分析、対策の検討を行い、正常な事業活動に著しい影響を及ぼす事態が発生した場合は対策本部を設置し、対策本部長を中心に迅速に対処する体制を整備しております。

また、大規模災害や食品事故等の事業活動全体に大きな影響を与えるリスクに対しては、個別に対応マニュアルを作成するなど、リスクの拡大を最小限にとどめる体制をとっております。

c. 子会社の業務の適性を確保するための体制整備の状況

「a. 内部統制システムの整備の状況 (e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」に記載のとおりであります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、本書提出日において、会計監査人OAG監査法人との間で、会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額となっております。

e. 取締役の定数

「② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 a. 企業統治の体制の概要」に記載のとおりであります。

f. 取締役の選任及び解任の決議要件

「② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 a. 企業統治の体制の概要」に記載のとおりであります。

g. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 コーポレート統括兼商品統括	山口 浩志	1967年7月24 日生	1992年4月 当社入社 2003年5月 当社経営企画室長 2006年3月 当社マーケティング部長 2007年3月 当社マーケティング室長 2012年9月 当社商品本部マーケティング部長 2013年3月 当社執行役員マーチャンダイジング本部長 2014年5月 当社取締役マーチャンダイジング本部長 2016年5月 当社代表取締役社長 2017年5月 スリーエフ・オンライン㈱代表取締役社長 (現任) 2017年5月 ㈱エル・ティーエフ代表取締役社長 (現任) 2018年3月 当社代表取締役社長兼コーポレート統括兼 商品統括 (現任)	(注) 3	5
取締役	菊池 淳司	1959年5月5 日生	1991年10月 (有)ジェイエムケイ瑞穂 (現㈱JMK瑞穂) 設立 同社代表取締役社長(現任) 1994年4月 富士シティオ㈱取締役 1995年2月 当社取締役 富士殖産㈱代表取締役社長(現任) 1997年2月 富士シティオ㈱代表取締役常務 2000年4月 富士シティオ㈱代表取締役副社長 2001年3月 富士シティオ㈱代表取締役社長 2002年5月 スリーエフ・オンライン㈱取締役(現任) 2011年5月 ㈱荏原屋代表取締役社長 (現任) 2013年3月 当社取締役会長 2016年5月 当社取締役 (現任) 2019年1月 富士シティオ㈱代表取締役会長 (現任)	(注) 3	384
取締役	増田 格	1952年2月9 日生	1974年4月 三井信託銀行㈱入社 1999年6月 同社取締役業務企画部長 2000年4月 中央三井信託銀行㈱執行役員業務部長 2002年2月 同社常務執行役員 2006年5月 同社専務執行役員 2006年6月 同社取締役専務執行役員 2010年6月 同社代表取締役副社長 2012年4月 三井住友信託銀行㈱顧問 2012年5月 当社取締役 (現任) 2012年6月 京成電鉄㈱社外監査役 2016年6月 ㈱日本製鋼所社外監査役 (現任) (2020年6月退任予定) 2017年5月 富士シティオ㈱社外取締役 (現任) 2017年6月 日本紙パルプ商事㈱社外取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	鈴木 伸佳	1965年9月17 日生	1997年11月 司法試験合格 (第51期) 1999年4月 東京弁護士会所属 川越法律事務所入所 2011年9月 鈴木伸佳法律事務所開所 同事務所 所長 (現任) 2016年11月 俺の㈱社外取締役 2017年5月 当社取締役 (現任) 2018年7月 俺の㈱社外監査役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	古荘 博一	1953年1月1日生	1975年4月 三井信託銀行(株)入社 1998年3月 同社玉川支店長 2000年4月 中央三井信託銀行(株)資産監査部副部長 2001年3月 同社新橋支店長 2003年9月 中央三井カード(株)取締役管理部長 2007年4月 中央三井ビジネス(株)取締役企画部長 2012年4月 不二建設(株)常勤監査役 2014年5月 当社監査役（現任） 2014年6月 (株)デベロップ三信監査役	(注) 4	—
監査役	永田 俊雄	1955年2月14日生	1977年4月 富士シティオ(株)入社 2004年5月 同社販売本部部長 2006年1月 同社人事部長 2008年5月 同社取締役 2012年5月 同社常務取締役 2013年5月 当社監査役（現任） 2019年1月 富士シティオ(株)代表取締役社長（現任）	(注) 5	3
監査役	玉澤 健児	1949年11月20日生	1973年4月 東京国税局入局 1984年8月 公認会計士登録 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 1990年6月 勝島敏明税理士事務所 2001年8月 税理士登録 2001年9月 玉澤健児税理士事務所開設（現任） 2006年5月 富士シティオ(株)監査役（現任） 2010年5月 当社監査役（現任）	(注) 6	—
計					393

- (注) 1. 取締役増田格、鈴木伸佳は、社外取締役であります。
2. 監査役古荘博一、玉澤健児は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年2月期に係る定時株主総会の終結時から2021年2月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
4. 監査役古荘博一の任期は、2020年2月期に係る定時株主総会の終結時から2024年2月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
5. 監査役永田俊雄の任期は、2019年2月期に係る定時株主総会の終結時から2023年2月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
6. 監査役玉澤健児の任期は、2020年2月期に係る定時株主総会の終結時から2024年2月期に係る定時株主総会の終結時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。また、社外監査役は2名であります。社外取締役および社外監査役のいずれとも当社との間には特別な利害関係はありません。なお、社外役員を選任するための当社からの独立性は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を判断基準にし、独立性を確保しつつ職務を適切に遂行できる人物を選任しております。

社外取締役増田格氏は、日本紙パルプ商事株式会社および富士シティオ株式会社の社外取締役並びに株式会社日本製鋼所の社外監査役であり、経営者としての豊富な経験と十分な知見を有しており、大所高所から経営全般に対する適切な発言をいただくことができると判断しております。なお、これら法人と当社との間に、資本的関係その他の利害関係はありません。

社外取締役鈴木伸佳氏は、俺の株式会社の社外監査役であり、弁護士としての資格を有しており、豊富な専門知識と経験を活かし、コンプライアンスの観点から適切な発言をいただくことができると判断しております。なお、俺の株式会社と当社との間に、資本的関係その他の利害関係はありません。

社外監査役古荘博一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくことができると判断しております。

社外監査役玉澤健児氏は、公認会計士および税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、資本的関係その他の利害関係はありません。

当社は、増田格、鈴木伸佳、古荘博一、玉澤健児の4氏を、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、独立的な立場から経験・知見等を活かした経営の監督を行うとともに、経営全般に関する助言や意見交換等を行っております。

また、社外監査役は、会計監査人や内部監査部門と、監査計画、監査方針、監査結果等に関する協議を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を含めて情報交換を行い、相互の連携に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役監査は、監査役会で定めた監査役会規程、監査役監査基準、監査計画書に従い、常勤監査役と非常勤監査役が分担して監査を実施しております。また、監査役全員が取締役会に常時出席し、取締役の職務の執行状況について監査を実施し、常勤監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議にも出席して監査役としての監査が実質的に機能するよう体制の整備を行っております。さらに、監査役会は定期的に代表取締役と会合を持ち相互認識を深めるとともに、会計監査人や内部監査部門とも密接な連携がとれる体制構築をしております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき内部監査部門が業務全般にわたる監査を実施しております。内部監査部門は監査計画に従い、業務監査、個人情報監査などを行い、それぞれの内部監査報告書を代表取締役に提出しております。

③ 会計監査の状況

当社はOAG監査法人と監査契約を締結し監査を受けており、当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成等は、以下の通りです。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員	今 井 基 喜
--------	---------

業務執行社員	横 塚 大 介
--------	---------

b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	8名
-------	----

その他	1名
-----	----

c. 監査公認会計士等の選定方針と理由

国内法人の監査に特化していることにより、当社の事業規模に適した効果的かつ効率的な監査対応が可能であること、並びに品質管理体制や独立性等の監査公認会計士等の概要、監査公認会計士等から示された監査計画、職務遂行状況、監査体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任であると判断しました。

なお、監査公認会計士等が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき監査公認会計士等の解任をいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査公認会計士等を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査公認会計士等が適正な監査を行うことが困難であると認められた場合には、監査役会は監査公認会計士等の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

d. 監査役及び監査役会による監査公認会計士等の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査公認会計士等に対して評価を行っており、適時適切に監査状況を把握しております。その結果、監査活動の適切性・妥当性その他職務の遂行に関する状況等から、当社の会計監査が適正に行われていると評価しました。

e. 監査公認会計士等の異動

当社の監査公認会計士等は、次のとおり異動しております。

前連結会計年度および前事業年度	有限責任監査法人トーマツ
-----------------	--------------

当連結会計年度および当事業年度	OAG監査法人
-----------------	---------

臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

- (1) 異動に係る監査公認会計士等の名称
- ① 選任する監査公認会計士等の名称 OAG監査法人
- ② 退任する監査公認会計士等の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 異動の年月日
- 2019年5月30日
- (3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日
- 2018年5月29日
- (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
- 該当事項はありません。
- (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯
- 当社の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツは、2019年5月30日開催予定の当社第38回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、OAG監査法人を新たな監査公認会計士等として選任するものであります。
- 監査役会がOAG監査法人を監査公認会計士等の候補者とした理由は、現任監査公認会計士等の在任期間が長期に渡ったことから、新たな視点での監査を期待することに加え、国内法人の監査に特化していることにより、当社の事業規模に適した効果的かつ効率的な監査対応が可能であること、並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。
- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見
- 特段の意見はない旨の回答を得ております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	23	—	17	—
連結子会社	—	—	—	—
計	23	—	17	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査公認会計士等により提示される監査計画の内容をもとに監査日数、当社の規模及び事業の特性等を勘案して監査役会も交えた監査法人との十分な協議の上、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬限度額は、1992年4月23日開催の第11回定時株主総会において、取締役について年額2億円以内（決議時の取締役の員数9名）、2002年5月23日開催の第21回定時株主総会において、監査役について年額2,500万円以内（決議時の監査役の員数3名）として承認されております。

取締役の報酬制度については、基本報酬（固定報酬）と業績連動報酬で構成されております。報酬の決定にあたっては、独立社外取締役が議長を務める任意の「指名・報酬委員会」（2019年5月23日開催）に諮問し、その審議・答申を踏まえて、取締役会の授権を受けた代表取締役 山口浩志が決定しております。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬（固定報酬）のみで構成されております。

（基本報酬）

社内規程で定められた役職ごとの係数に基づく役位別基準報酬を参考に経営能力や経歴等を勘案して、任意の「指名・報酬委員会」が適切な水準を定めております。

（業績連動報酬）

業績向上に対するインセンティブとしての機能を発揮するよう、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標値に対する達成度を評価指標として、任意の「指名・報酬委員会」が適切な水準を定めております。

また、監査役については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲で、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の内容等を勘案し、監査役会の決議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	35	17	18	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	1	1	—	—	—	1
社外役員	21	21	—	—	—	4

(注) 当事業年度末現在の人数は、取締役4名、監査役3名であります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社の保有する投資株式は、当社の企業価値の向上を目的として、取引関係の強化・構築や事業の円滑な推進を図れるかどうかを観点に長期的な政策で保有している政策保有株式であり、配当収益や売買目的の純投資目的である投資株式は保有しないことを原則としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、やむを得ないと判断された場合に限り、取締役会の承諾を得て、当該取引先等の株式を取得・保有することがあります。また、保有の適否については、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から保有効果等を検証しており、株式の保有が適切でないと判断される銘柄については、市場への影響等を総合的に考慮のうえ売却します。なお、2020年2月末時点の政策保有株式は1銘柄で、時価総額は連結総資産の1%未満となっていることから、財務バランスに与える影響は軽微であります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	41

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日東ベスト(株)	50,000	50,000	取引関係の維持強化のため	有
	41	40		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難ですが、「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載の方法で、保有の適否を個別の銘柄ごとに検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

- ⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)及び事業年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、OAG監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、OAG監査法人及び各種団体の主催するセミナーに参加する等積極的な情報収集活動に努め、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当連結会計年度 (2020年 2 月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,612	4,011
商品	86	100
貯蔵品	0	0
前払費用	7	7
未収入金	133	101
その他	0	1
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	3,840	4,223
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	383	420
減価償却累計額	△276	△295
建物及び構築物（純額）	107	124
工具、器具及び備品	151	170
減価償却累計額	△18	△47
工具、器具及び備品（純額）	132	122
機械及び装置	19	19
減価償却累計額	△0	△1
機械及び装置（純額）	19	18
土地	304	293
建設仮勘定	-	15
有形固定資産合計	564	573
無形固定資産		
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	40	41
敷金及び保証金	353	326
繰延税金資産	-	157
その他	18	61
貸倒引当金	△13	△112
投資その他の資産合計	399	474
固定資産合計	963	1,048
資産合計	4,804	5,271

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	74	83
未払金	294	297
未払法人税等	6	7
未払消費税等	93	88
預り金	7	14
賞与引当金	84	86
その他	16	14
流動負債合計	577	594
固定負債		
資産除去債務	9	9
長期預り保証金	※1 50	※1 42
その他	3	4
固定負債合計	63	55
負債合計	640	649
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	5,814	5,814
利益剰余金	△1,934	△1,855
自己株式	△86	△86
株主資本合計	3,893	3,972
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7	8
その他の包括利益累計額合計	7	8
非支配株主持分	261	640
純資産合計	4,163	4,621
負債純資産合計	4,804	5,271

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 3 月 1 日 至 2019年 2 月28日)	当連結会計年度 (自 2019年 3 月 1 日 至 2020年 2 月29日)
営業収入		
加盟店からの収入	8,718	9,095
その他の営業収入	40	67
営業収入合計	8,758	9,163
売上高	※1 3,224	※1 3,809
営業総収入合計	11,983	12,973
売上原価	※1 2,371	※1 2,777
売上総利益	※1 852	※1 1,031
営業総利益	9,611	10,195
販売費及び一般管理費		
販売手数料	1,004	697
広告宣伝費	144	99
役員報酬	49	58
従業員給料及び賞与	755	723
雑給	306	376
賞与引当金繰入額	84	86
退職給付費用	22	24
法定福利及び厚生費	155	148
運送費及び保管費	30	18
水道光熱費	474	495
消耗品費	81	62
修繕費	38	64
支払手数料	1,819	1,857
減価償却費	23	52
地代家賃	275	190
賃借料	4,326	4,441
貸倒引当金繰入額	9	57
その他	293	382
販売費及び一般管理費合計	9,895	9,835
営業利益又は営業損失 (△)	△283	359
営業外収益		
受取利息	5	6
受取配当金	0	0
受取賃貸料	10	10
受取負担金	24	26
受取損害保険金	-	8
その他	10	6
営業外収益合計	50	58
経常利益又は経常損失 (△)	△232	418

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
特別利益		
事業分離における移転利益	235	-
賃貸借契約解約益	42	-
特別利益合計	277	-
特別損失		
減損損失	※2 116	※2 25
店舗閉鎖損失	※3 13	※3 65
賃貸借契約解約損	36	-
その他	2	-
特別損失合計	168	90
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△123	327
法人税、住民税及び事業税	4	5
法人税等調整額	0	△157
法人税等合計	4	△152
当期純利益又は当期純損失 (△)	△128	480
非支配株主に帰属する当期純利益	39	378
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△167	101

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△128	480
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△6	0
その他の包括利益合計	※1 △6	※1 0
包括利益	△134	481
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△173	102
非支配株主に係る包括利益	39	378

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	5,814	△1,767	△86	4,061
当期変動額					
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△167		△167
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△167	△0	△167
当期末残高	100	5,814	△1,934	△86	3,893

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	13	13	222	4,298
当期変動額				
剰余金の配当				-
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)				△167
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△6	△6	39	32
当期変動額合計	△6	△6	39	△134
当期末残高	7	7	261	4,163

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	5,814	△1,934	△86	3,893
当期変動額					
剰余金の配当			△22		△22
親会社株主に帰属する 当期純利益			101		101
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	79	△0	79
当期末残高	100	5,814	△1,855	△86	3,972

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	7	7	261	4,163
当期変動額				
剰余金の配当				△22
親会社株主に帰属する 当期純利益				101
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	378	379
当期変動額合計	0	0	378	458
当期末残高	8	8	640	4,621

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△123	327
減価償却費	23	52
減損損失	116	25
店舗閉鎖損失	13	65
賃貸借契約解約損	36	-
事業分離における移転利益	△235	-
賃貸借契約解約益	△42	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5	99
受取利息及び受取配当金	△5	△6
未収入金の増減額 (△は増加)	26	32
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12	△14
前払費用の増減額 (△は増加)	11	0
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	12	△1
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12	8
未払金の増減額 (△は減少)	△460	△62
預り金の増減額 (△は減少)	△20	7
未払消費税等の増減額 (△は減少)	90	△4
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	17	0
その他	1	△47
小計	△555	482
利息及び配当金の受取額	5	6
希望退職関連費用の支払額	△507	-
法人税等の支払額	△29	△4
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,087	485
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△101	△87
敷金及び保証金の差入による支出	△0	△9
敷金及び保証金の回収による収入	72	33
事業分離による収入	135	-
店舗閉鎖等に伴う支出	△19	-
賃貸借契約解約損に伴う支出	△2	-
その他	△7	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	78	△63
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	-	△22
非支配株主への配当金の支払額	△241	-
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△241	△22
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,250	399
現金及び現金同等物の期首残高	4,863	3,612
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,612	※1 4,011

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社名

スリーエフ・オンライン(株)

(株)エル・ティーエフ

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社は存在いたしません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

(1) 商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)ただし、ファストフードは最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～39年

工具、器具及び備品 5年

機械及び装置 17年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。なお、この表示方法の変更が連結貸借対照表に与える影響はありません。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 長期預り保証金は、賃貸借契約及び転貸借契約に伴う保証金であります。

2 当社及び連結子会社(スリーエフ・オンライン株式会社、株式会社エル・ティーエフ)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
当座貸越極度額の総額	3,350百万円	1,250百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	3,350百万円	1,250百万円

(連結損益計算書関係)

※1 売上高、売上原価、売上総利益は、直営店に係るものであります。

※2 減損損失

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、市場価格の著しい下落が認められる物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
賃貸物件	土地	東京都町田市	116

なお、回収可能価額は使用価値により算出しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.32%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、市場価格の著しい下落が認められる物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
賃貸物件等	建物及び構築物、土地	神奈川県厚木市他	25

※減損損失の種類別内訳

建物及び構築物 14百万円
土地 11百万円

なお、回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.15%で割り引いて算定しております。正味売却価額については、主に固定資産税評価額を基に算定した金額としております。

※3 店舗閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
撤去費用	13百万円	65百万円
計	13百万円	65百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△9百万円	1百万円
組替調整額	一百万円	一百万円
税効果調整前	△9百万円	1百万円
税効果額	2百万円	△0百万円
その他の包括利益合計	△6百万円	0百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,707,095	—	—	7,707,095

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	132,350	50	—	132,400

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 50株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,707,095	—	—	7,707,095

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	132,400	136	—	132,536

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 136株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年10月10日 取締役会	普通株式	22	3.00	2019年8月31日	2019年11月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年4月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	22	3.00	2020年2月29日	2020年5月8日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
現金及び預金勘定	3,612百万円	4,011百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	一百万円	一百万円
現金及び現金同等物	3,612百万円	4,011百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、余剰資金については安定性の高い短期の金融資産（預金）で運用し、また、資金調達については、効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財務状況等を監視し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は物件所有者の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、物件所有者ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は賃貸借契約及び転貸借契約に基づく保証金として契約期間終了後に返還するものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度(2019年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,612	3,612	—
(2) 未収入金	133	133	—
(3) 投資有価証券（その他有価証券）	40	40	—
(4) 敷金及び保証金	166	164	△2
資産計	3,953	3,951	△2
(1) 買掛金	74	74	—
(2) 未払金	294	294	—
(3) 預り金	7	7	—
負債計	377	377	—

当連結会計年度(2020年2月29日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,011	4,011	—
(2) 未収入金	101	101	—
(3) 投資有価証券(その他有価証券)	41	41	—
(4) 敷金及び保証金	153	151	△1
資産計	4,308	4,306	△1
(1) 買掛金	83	83	—
(2) 未払金	297	297	—
(3) 預り金	14	14	—
負債計	396	396	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2019年2月28日	2020年2月29日
敷金及び保証金(※1)	187	173
長期預り保証金(※2)	50	42

(※1) 敷金及び保証金のうち、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(4)敷金及び保証金」には含めておりません。

(※2) 長期預り保証金のうち、返還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,612	—	—	—
未収入金	133	—	—	—

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,011	—	—	—
未収入金	101	—	—	—

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年2月28日)

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	40	29	10
小計	40	29	10
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	40	29	10

(注) 1. 前連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(2020年2月29日)

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	41	29	12
小計	41	29	12
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	41	29	12

(注) 1. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として富士シティオ厚生年金基金制度を採用していましたが、富士シティオ厚生年金基金が2004年2月29日付で厚生労働大臣より厚生年金基金の解散の認可を受けたことにより、2004年3月より確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
確定拠出年金への掛金拠出額(百万円)	22	24
退職給付費用(百万円)	22	24

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
賞与引当金	28百万円	29百万円
賃貸借解約金	3百万円	一百万円
退店工事費用	2百万円	21百万円
貸倒引当金	1百万円	37百万円
減損損失	94百万円	101百万円
資産除去債務	3百万円	3百万円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	924百万円	758百万円
その他	11百万円	6百万円
繰延税金資産小計	1,068百万円	958百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	一百万円	△637百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	一百万円	△163百万円
評価性引当額小計 (注) 1	△1,068百万円	△800百万円
繰延税金資産合計	一百万円	157百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3百万円	△4百万円
小計	△3百万円	△4百万円
繰延税金負債合計	△3百万円	△4百万円
繰延税金資産 (△は負債) の純額	△3百万円	153百万円

(注) 1. 評価性引当額が268百万円減少しております。この減少の主な内容は、当連結会計年度より、繰延税金資産の回収可能性において、企業の分類を変更した結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異が増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2020年2月29日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	758	758
評価性引当額	—	—	—	—	—	△637	△637
繰延税金資産	—	—	—	—	—	121	(b) 121

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金758百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産121百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
法定実効税率	33.8%	33.6%
(調整)		
住民税均等割等	△3.3%	1.5%
評価性引当額の増減	△32.9%	△81.6%
税率変更による影響	△0.2%	—%
その他	△1.4%	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.0%	△46.5%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	富士シティオ(株)	横浜市中区	100	食料品スーパー事業	なし	不動産賃貸	不動産受取賃料※1	12	預り保証金	1
							賃貸借契約の解約※2	42		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

(富士シティオ(株))

※1 不動産受取賃料については、当社が第三者から賃借している条件に公租公課を加算した賃料で店舗物件を転賃しているものであります。

※2 第三者へ賃貸借契約を譲渡した場合の対価を基準として決定しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり純資産額	515.06円	525.58円
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	△22.10円	13.44円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△167	101
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利 益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純損失(△)(百万円)	△167	101
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,574	7,574

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
営業総収入 (百万円)	3,192	6,555	9,833	12,973
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	124	313	408	327
親会社株主に帰属す る四半期 (当期) 純 (百万円) 利益	44	97	118	101
1 株 当 た り 四 半 期 (当期) 純利益 (円)	5.82	12.83	15.70	13.44

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株 当 た り 四 半 期 純 利益又は 1 株 当 た り 四 半 期 純 損 失 (△) (円)	5.82	7.01	2.87	△2.26

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,769	2,562
商品	17	18
貯蔵品	0	0
前払費用	5	5
未収入金	※1 135	※1 99
その他	0	0
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	2,927	2,686
固定資産		
有形固定資産		
建物	378	414
減価償却累計額	△270	△290
建物（純額）	107	124
構築物	5	5
減価償却累計額	△5	△5
構築物（純額）	0	0
工具、器具及び備品	151	170
減価償却累計額	△18	△47
工具、器具及び備品（純額）	132	122
機械及び装置	19	19
減価償却累計額	△0	△1
機械及び装置（純額）	19	18
土地	304	304
建設仮勘定	-	15
有形固定資産合計	564	585
投資その他の資産		
投資有価証券	40	41
関係会社株式	269	269
敷金及び保証金	352	324
その他	5	5
貸倒引当金	△4	△59
投資その他の資産合計	663	581
固定資産合計	1,227	1,166
資産合計	4,154	3,853

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	74	83
未払金	128	129
未払法人税等	2	2
預り金	7	14
賞与引当金	24	27
その他	19	8
流動負債合計	257	265
固定負債		
資産除去債務	9	9
長期預り保証金	※2 50	※2 42
その他	3	4
固定負債合計	63	55
負債合計	320	321
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	1,645	1,645
その他資本剰余金	1,296	1,296
資本剰余金合計	2,941	2,941
利益剰余金		
利益準備金	91	91
その他利益剰余金		
別途積立金	2,700	-
繰越利益剰余金	△1,920	476
利益剰余金合計	871	568
自己株式	△86	△86
株主資本合計	3,826	3,523
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	8
評価・換算差額等合計	7	8
純資産合計	3,834	3,531
負債純資産合計	4,154	3,853

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業収入		
営業収入	※2 115	※2 140
営業収入合計	115	140
売上高	※1 1,271	※1 1,215
営業総収入合計	1,387	1,355
売上原価		
商品期首たな卸高	21	17
当期商品仕入高	783	730
合計	804	747
商品期末たな卸高	17	18
売上原価合計	※1 786	※1 729
売上総利益	※1 484	※1 486
営業総利益	600	626
販売費及び一般管理費		
販売手数料	6	6
広告宣伝費	5	4
役員報酬	49	58
従業員給料及び賞与	183	167
雑給	131	118
賞与引当金繰入額	24	27
退職給付費用	22	22
法定福利及び厚生費	44	45
運送費及び保管費	12	4
水道光熱費	28	25
消耗品費	6	6
修繕費	9	14
支払手数料	92	84
減価償却費	23	52
地代家賃	236	158
賃借料	5	2
貸倒引当金繰入額	0	32
その他	50	50
販売費及び一般管理費合計	933	881
営業損失 (△)	△332	△254

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	0	0
受取賃貸料	10	10
支援金収入	-	2
その他	8	4
営業外収益合計	21	19
経常損失 (△)	△311	△235
特別利益		
事業分離における移転利益	235	-
賃貸借契約解約益	42	-
特別利益合計	277	-
特別損失		
減損損失	116	14
店舗閉鎖損失	※3 13	※3 28
賃貸借契約解約損	36	-
その他	2	-
特別損失合計	168	42
税引前当期純損失 (△)	△201	△278
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	2	2
当期純損失 (△)	△204	△280

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年 3 月 1 日 至 2019年 2 月28日)

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100	1,645	1,296	2,941	91	2,700	△1,716	1,075	△86	4,031	13	13	4,044
当期変動額													
剰余金の配当													
別途積立金の取崩													
当期純損失（△）							△204	△204		△204			△204
自己株式の取得									△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											△6	△6	△6
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△204	△204	△0	△204	△6	△6	△210
当期末残高	100	1,645	1,296	2,941	91	2,700	△1,920	871	△86	3,826	7	7	3,834

当事業年度(自 2019年 3 月 1 日 至 2020年 2 月29日)

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100	1,645	1,296	2,941	91	2,700	△1,920	871	△86	3,826	7	7	3,834
当期変動額													
剰余金の配当							△22	△22		△22			△22
別途積立金の取崩						△2,700	2,700	-		-			-
当期純損失（△）							△280	△280		△280			△280
自己株式の取得									△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）											0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△2,700	2,396	△303	△0	△303	0	0	△302
当期末残高	100	1,645	1,296	2,941	91	-	476	568	△86	3,523	8	8	3,531

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)ただし、ファストフードは最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～39年
構築物	15年
工具、器具及び備品	5年
機械及び装置	17年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。なお、この表示方法の変更が貸借対照表に与える影響はありません。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載していません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
未収入金	40百万円	40百万円

※2 長期預り保証金は、賃貸借契約及び転貸借契約に伴う保証金であります。

3 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
当座貸越極度額の総額	3,350百万円	1,250百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	3,350百万円	1,250百万円

(損益計算書関係)

※1 売上高、売上原価、売上総利益は、直営店に係るものであります。

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業収入	102百万円	116百万円

※3 店舗閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
撤去費用	13百万円	28百万円
計	13百万円	28百万円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
子会社株式	269	269

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
賞与引当金	8百万円	9百万円
賃貸借解約金	3百万円	—百万円
退店工事費用	2百万円	9百万円
貸倒引当金	1百万円	20百万円
減損損失	94百万円	101百万円
資産除去債務	3百万円	3百万円
子会社株式評価損	325百万円	325百万円
税務上の繰越欠損金	456百万円	529百万円
その他	11百万円	2百万円
繰延税金資産小計	905百万円	999百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—百万円	△529百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—百万円	△470百万円
評価性引当額小計	△905百万円	△999百万円
繰延税金資産合計	—百万円	—百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3百万円	△4百万円
小計	△3百万円	△4百万円
繰延税金負債合計	△3百万円	△4百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△3百万円	△4百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
法定実効税率	33.8%	33.6%
(調整)		
住民税均等割等	△1.2%	△0.8%
評価性引当額の増減	△32.0%	△33.6%
税率変更による影響	△0.3%	—%
その他	△1.6%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.2%	△0.9%

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	378	50	14 (14)	414	290	19	124
構築物	5	—	—	5	5	0	0
工具、器具及び備品	151	18	—	170	47	31	122
機械及び装置	19	—	—	19	1	1	18
土地	304	—	—	304	—	—	304
建設仮勘定	—	93	77	15	—	—	15
有形固定資産計	859	162	92 (14)	930	344	52	585

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

有形固定資産	建物	改装による増加	50百万円
	工具、器具及び備品	貸与設備の取得による増加	18百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

有形固定資産	建物	減損損失による減少	14百万円
--------	----	-----------	-------

なお、当期減少額のうち（ ）内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4	55	0	59
賞与引当金	24	27	24	27

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 (http://www.three-f.co.jp/) とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(注) 当社定款の規定により当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度(第38期)(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

2019年5月31日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第38期)(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

2019年5月31日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第39期第1四半期(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

2019年7月12日 関東財務局長に提出

第39期第2四半期(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)

2019年10月11日 関東財務局長に提出

第39期第3四半期(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)

2020年1月10日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2019年5月31日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年5月28日

株式会社スリーエフ

取締役会 御中

OAG監査法人

業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜 ㊞

業務執行社員 公認会計士 横 塚 大 介 ㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリーエフの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリーエフ及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2019年2月28日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2019年5月30日付けで無限定適正意見を表明している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スリーエフの2020年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社スリーエフが2020年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

株式会社スリーエフ

取締役会 御中

OAG監査法人

業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜 ㊞

業務執行社員 公認会計士 横 塚 大 介 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリーエフの2019年3月1日から2020年2月29日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリーエフの2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2019年2月28日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年5月30日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月29日
【会社名】	株式会社スリーエフ
【英訳名】	Three F Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 口 浩 志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長山口浩志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年2月29日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している、2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、現金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月29日
【会社名】	株式会社スリーエフ
【英訳名】	Three F Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 口 浩 志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山口浩志は、当社の第39期(自2019年3月1日 至2020年2月29日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

